亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、リン酸タイロシン	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

○国土交通省令第七十三号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十二条の二第一項及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十六条第一項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第一条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模） **第四十七条の二**　法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、同表中欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数であることとする。	
事業の種別	事業用自動車
（略）	（略）
一般乗用旅客自動車運送事業	事業用自動車
2　（略）	二百両

改正前	
（安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模） **第四十七条の二**　法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、同表中欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数であることとする。	
事業の種別	事業用自動車
（略）	（略）
一般乗用旅客自動車運送事業	事業用自動車
2　（略）	三百両